

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公開番号】特開2005-142894(P2005-142894A)

【公開日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-378115(P2003-378115)

【国際特許分類】

H 04 Q 7/38 (2006.01)

H 04 B 7/26 (2006.01)

【F I】

H 04 B 7/26 109 R

H 04 B 7/26 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月6日(2006.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置と無線通信装置とを有するシステムにおいて、

上記無線通信装置と上記情報処理装置とを有線接続する有線接続手段と、

上記無線通信装置と上記情報処理装置とを無線接続する無線接続手段と、

上記無線通信装置と上記情報処理装置とが上記有線接続手段により有線接続されたことを検出する検出手段と、

上記検出手段による検出に応じて、上記無線接続手段による無線接続する際の認証に用いる認証情報を生成する生成手段と、

上記生成手段が生成した上記認証情報を、上記有線接続手段による有線通信により記憶する記憶手段と、

を有し、上記認証情報は、有線接続を検出する毎に異なる情報であることを特徴とするシステム。

【請求項2】

請求項1において、

上記記憶手段は、上記生成手段が生成した認証情報を、上記有線通信により相手装置に送信し、該相手装置のメモリに記憶させることを特徴とするシステム。

【請求項3】

請求項2において、

上記記憶手段は、上記生成手段が生成した認証情報を、上記無線通信装置のメモリと、上記情報処理装置のメモリとに記憶することを特徴とするシステム。

【請求項4】

請求項1において、

上記認証情報は、上記検出手段による検出に応じて自動生成した認証コードと、上記無線通信装置乃至上記情報処理装置の無線通信部の固体識別情報を含むことを特徴とするシステム。

【請求項5】

上記無線通信装置と上記情報処理装置とが分離したことを検出する分離検出手段と、

上記分離検出手段による検出に応じて、上記記憶手段により記憶された認証情報を用いて、上記無線通信装置と上記情報処理装置との無線接続時の認証を開始する認証手段と、を有することを特徴とするシステム。

#### 【請求項 6】

情報処理装置において、  
無線通信装置と有線接続する有線接続手段と、  
上記無線通信装置と無線接続する無線接続手段と、  
上記有線接続手段によって上記無線通信装置と有線接続されたことを検出する検出手段と、

上記検出手段による検出に応じて、上記無線接続手段によって無線接続する際の認証に用いる認証情報を生成する生成手段と、

上記生成手段が生成した上記認証情報を、上記有線接続手段による有線通信によって上記無線通信装置に記憶させる記憶手段と、

を有し、上記認証情報は、有線接続を検出する毎に異なる情報であることを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項 7】

請求項 6において、  
上記記憶手段は、上記生成手段が生成した認証情報を、上記情報処理装置のメモリに記憶させることを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項 8】

請求項 6において、  
上記認証情報は、上記検出手段による検出に応じて自動生成した認証コードと、上記情報処理装置の無線通信部の固体識別情報を含むことを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項 9】

請求項 6において、  
上記無線通信装置と上記情報処理装置とが分離したことを検出する分離検出手段と、  
上記分離検出手段による検出に応じて、上記記憶手段により記憶された認証情報を用いて、上記無線通信装置との無線接続時の認証を開始する認証手段と、  
を有することを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項 10】

他の装置と有線接続する有線接続手段と、上記他の装置と無線接続する無線接続手段とを有する情報処理装置の認証方法であって、

上記他の装置と上記有線接続手段により有線接続されたことを検出する検出工程と、  
上記検出工程における検出に応じて、上記無線接続手段が無線接続する際の認証に用いる認証情報を生成する生成工程と、

上記生成工程において生成した上記認証情報を、上記有線接続手段による有線通信により上記他の装置との間で設定する設定工程と、

上記他の装置と無線通信する際に、上記設定工程において設定した認証情報による認証を行う認証工程と、

を有し、上記認証情報は、有線接続を検出する毎に異なる情報であることを特徴とする認証方法。

#### 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】情報処理装置および無線通信装置、それらの認証方法

#### 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、有線接続と無線接続とが可能な情報処理装置と、無線通信装置における接続認証の技術に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、有線接続と無線接続とが可能な情報処理装置と、無線通信装置における接続認証の際の処理を、セキュリティを低下させずに、簡単に実行することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明は、情報処理装置と無線通信装置とを有するシステムにおいて、上記無線通信装置と上記情報処理装置とを有線接続する有線接続手段と、上記無線通信装置と上記情報処理装置とを無線接続する無線接続手段と、上記無線通信装置と上記情報処理装置とが上記有線接続手段により有線接続されたことを検出する検出手段と、上記検出手段による検出に応じて、上記無線接続手段による無線接続する際の認証に用いる認証情報を生成する生成手段と、上記生成手段が生成した上記認証情報を、上記有線接続手段による有線通信により記憶する記憶手段とを有し、上記認証情報は、有線接続を検出する毎に異なる情報であることを特徴とするシステムである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、本発明は、上記無線通信装置と上記情報処理装置とが分離したことを検出する分離検出手段と、上記分離検出手段による検出に応じて、上記記憶手段により記憶された認証情報を用いて、上記無線通信装置と上記情報処理装置との無線接続時の認証を開始する認証手段とを有するシステムである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

さらに、本発明は、情報処理装置において、無線通信装置と有線接続する有線接続手段と、上記無線通信装置と無線接続する無線接続手段と、上記有線接続手段によって上記無線通信装置と有線接続されたことを検出する検出手段と、上記検出手段による検出に応じて、上記無線接続手段によって無線接続する際の認証に用いる認証情報を生成する生成手段と、上記生成手段が生成した上記認証情報を、上記有線接続手段による有線通信によって上記無線通信装置に記憶させる記憶手段とを有し、上記認証情報は、有線接続を検出する毎に異なる情報であることを特徴とする情報処理装置。

**【手続補正 8】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

本発明によれば、情報処理装置と無線通信装置とを有線接続する毎に、異なる認証情報を両装置に記憶されるので、無線通信の認証を、安全かつ簡単に行うことができる。

**【手続補正 9】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正 10】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0016**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正 11】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**削除**【補正の内容】****【手続補正 12】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0065**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0065】**

また、接続認証コード記憶部内のPINコード記憶テーブルに記憶されているBD\_A\_DDRと接続認証コードとが、記憶可能な数を超えたときに、上書き処理を行うようにしてもよく、選択的に消去することができるようにもよく、全部を一度に消去できるようにもよい。

以上のように、上記各実施例によれば、情報処理装置と無線通信装置とを有線接続した際に、無線接続用の認証情報を記憶するので、セキュリティを低下させることなく、無線接続の際の接続認証処理を簡単に実行することができる。

また、上記実施例によれば、情報処理装置と無線通信装置との分離を検出すると、有線接続時に自動的に記憶した認証情報を用いて、無線接続認証を行うので、無線通信を介する際の操作を簡単にすることができる。

また、上記実施例によれば、認証情報を自動生成するので、ユーザ操作を低減することができる。

また、上記実施例によれば、自動生成した認証コードと、無線通信部の固体識別情報を認証情報とするので、認証コードだけの認証よりもセキュリティを強化することができる。